

令和7年度 第1回 福井県医療審議会	資料3
令和7年9月2日(火) 19時～	

特定労務管理対象機関の指定について

- これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される**医療の質・安全**を確保すると同時に、**持続可能な医療提供体制**を維持していく上で重要である。
- **地域医療提供体制の改革**や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供する**タスクシフト/シェアの推進**と併せて、医療機関における**医師の働き方改革**に取り組む必要がある。

現状

【医師の長時間労働】

病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働

特に救急、産婦人科、外科や若手の医師は長時間の傾向が強い

【労務管理が不十分】

36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在

【業務が医師に集中】

患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

目指す姿

労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する



全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする



質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

対策

長時間労働を生む構造的な問題への取組

医療施設の最適配置の推進
(地域医療構想・外来機能の明確化)

地域間・診療科間の医師偏在の是正

国民の理解と協力に基づく適切な受診の推進

医療機関内での医師の働き方改革の推進

適切な労務管理の推進

タスクシフト/シェアの推進
(業務範囲の拡大・明確化)

一部、法改正で対応

<行政による支援>

- ・医療勤務環境改善支援センターを通じた支援
- ・経営層の意識改革（講習会等）
- ・医師への周知啓発 等

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用（2024.4～） **法改正で対応**

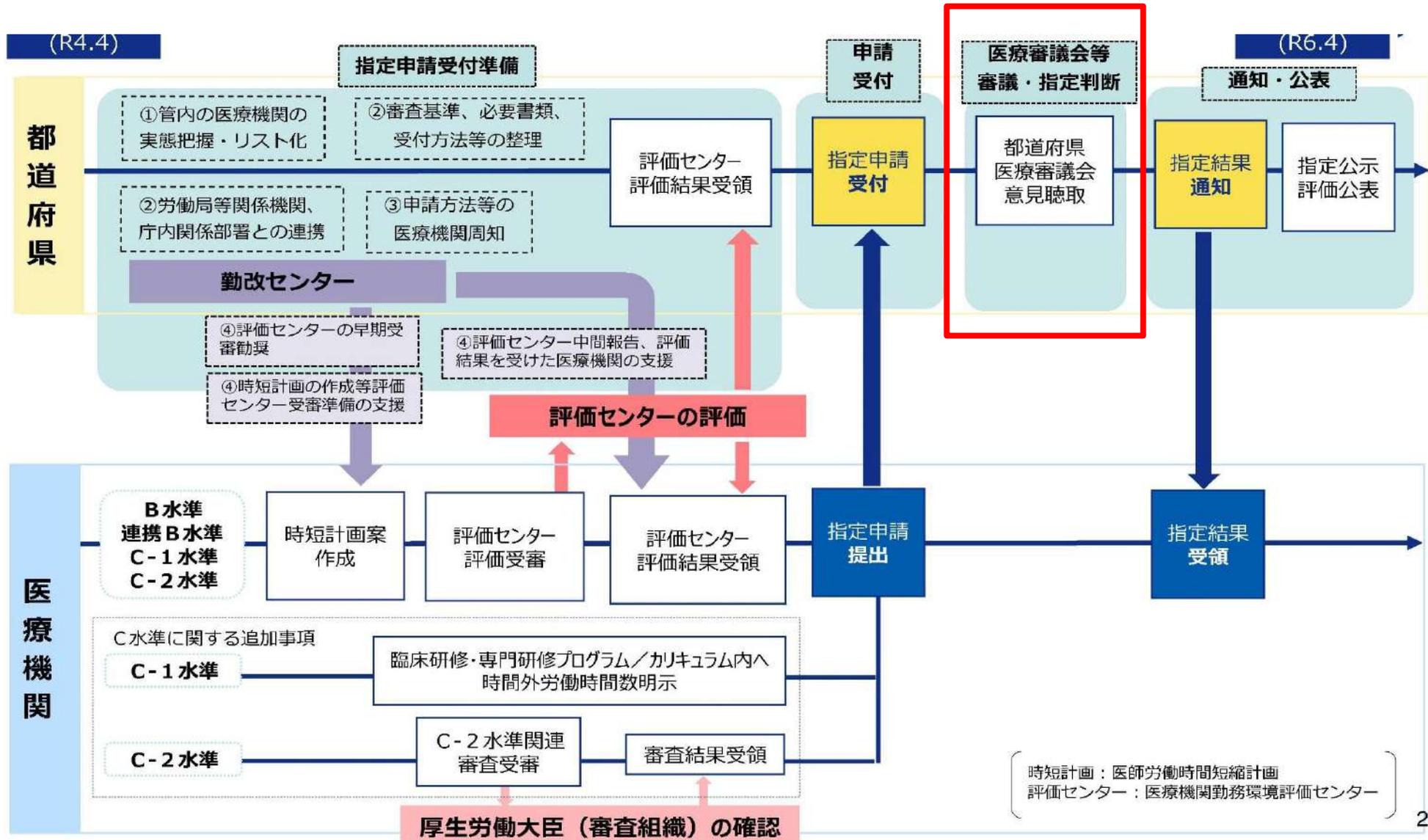
地域医療等の確保
医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成
評価センターが評価
都道府県知事が指定
医療機関が計画に基づく取組を実施

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	
A （一般労働者と同程度）	960時間	義務	努力義務	
連携B （医師を派遣する病院）	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了		義務	義務
B （救急医療等）				
C-1 （臨床・専門研修）				
C-2 （高度技能の修得研修）	1,860時間			

医師の健康確保

- 面接指導**
健康状態を医師がチェック
- 休息時間の確保**
連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制（または代償休息）

医療審議会において、「医療計画との整合性がとれているか」等の指定要件を確認を実施（次ページ以降）



1 福井循環器病院 特例労務対象医療機関(B水準) 指定申請理由

- ・県内唯一、高度急性期循環器として最先端医療ができる施設であり、地域医療支援病院として地域に貢献していく必要がある。
- ・時間外・休日・夜間の救急患者および救急車の受入について、さらに充実した救急医療を提供し、特に心血管疾患の重症な救急患者に対応する高度急性期医療を担っている。
- ・時間外労働時間の上限規制が始まった、令和6年度から心臓血管外科の緊急手術件数は大幅に増加しており、それに対応するためには、特例水準の指定が必要と考えた。

2 福井循環器病院 手術件数の推移、救急車搬送件数

年度	R4年度	R5年度			R6年度		
			前年比			前年比	
緊急手術件数(血管外科)(件)	65	70	+5	107.7%	113	+43	161.5%
救急車搬送件数 (件)	371	366	△5	98.7%	439	+73	120.0%
開心術・OPCAB (件)	159	185	+26	116.4%	207	+22	111.9%

主な手術

- ・県内最多 開心術(体外循環)、OPCAB(心臓が動いたまま冠動脈バイパス手術)、経カテーテル大動脈弁置換術(TAVI)
- ・県内唯一 小児心臓外科手術、経カテーテル僧帽弁形成術(MitraClip)

特定地域医療提供機関（B水準）の指定要件

対象医療機関

福井循環器病院 令和7年7月24日付けで特定地域医療提供機関(B水準)の指定申請

指定要件

(略称) 改正医療法＝法、同施行令＝令、同施行規則＝規則

項目	具体的な要件	根拠法令
① 医療計画等と整合性がとれているか。	<ul style="list-style-type: none"> 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療を提供しているか。 (①、②のいずれかに該当すると、知事が認めること) <ul style="list-style-type: none"> ①当該病院以外で提供することが困難な医療の提供していること ②その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> 法113条1項1号 規則80条3号
② 労働時間短縮計画が作成されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 当該病院または診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものか。 次に掲げる事項が全て記載されているか。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 当該病院または診療所に勤務する医師の労働時間の状況 (イ) 当該病院または診療所に勤務する労働者が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 (ウ) 当該病院または診療所に勤務する医師の労務管理および健康管理に関する事項 (エ) その他医師の労働時間の短縮に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> 法113条2項、法113条3項1号 規則82条1項
③ 追加的健康確保措置の実施体制が整っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 法108条1項による面接指導ならびに法123条1項本文による勤務間インターバルおよび同2項後段による代償休息の確保を行うことができる体制が整備されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 法113条3項2号
④ 労働法規違反がないか。	<ul style="list-style-type: none"> 労働法規(労働基準法、最低賃金法のうち法施行令第14条で定めるもの)の違反に関し、刑事訴訟法の規定による送致等が行われ、その旨が公表が行われたものであって、指定申請時に送致等から1年を経過していないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 法113条3項3号 令14条 規則82条2項
⑤ 第三者機関による評価を受審済みか。	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関勤務環境評価センター(第三者機関)から送付される評価結果を踏まえているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 法113条4項

(要件1) 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供しているか。

(①、②のいずれかに該当すると、知事が認めること)

- ① 当該病院以外で提供することが困難な医療の提供していること
- ② その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すること

○福井循環器病院の医療提供状況

- ・ 心血管疾患の急性期医療、回復期医療を担う医療機関である。(福井県地域医療計画 循環器病対策推進計画編)
- ・ 県内唯一の高度急性期循環器専門病院である。(申請書p3、p7)
- ・ 開心術等の手術件数が県内最多、また、緊急手術を113件(R6)を実施している。(申請書p5、p8)
- ・ 特に、「小児心臓外科手術」、「経カテーテル僧帽弁形成術」を県内で唯一実施しているほか、北陸3県で2病院しかない、「植込型補助人工心臓(VAD)実施認定施設」である。(申請書p6)

	医療機関名	所在地	医療機関名	所在地
福井 ・ 坂井	福井県済生会病院	福井市	福井県立病院	福井市
	福井循環器病院	福井市	福井赤十字病院	福井市
	福井総合病院	福井市	福井大学医学部附属病院	永平寺町
奥越				
丹南	中村病院	越前市		
嶺南	市立敦賀病院	敦賀市	公立小浜病院	小浜市

(出典) 福井県地域医療計画 循環器病対策推進計画編(R6.3)p41

	医療機関名	所在地	医療機関名	所在地
福井 ・ 坂井	福井県済生会病院	福井市	福井厚生病院	福井市
	福井循環器病院	福井市	福井赤十字病院	福井市
	福井総合病院	福井市	福井大学医学部附属病院	永平寺町
奥越	福井勝山総合病院	勝山市		
丹南	公立丹南病院	鯖江市	中村病院	越前市
嶺南	市立敦賀病院	敦賀市	公立小浜病院	小浜市

(出典) 福井県地域医療計画 循環器病対策推進計画編(R6.3)p42

⇒ 循環器病院は心血管疾患分野にて、地域医療提供体制で重要な役割を担っていると認められる。

(要件2) 当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聞いて作成されたものであること。
次に掲げる事項がすべて記載されていること。

(ア) 当該病院または診療所に勤務する医師の労働時間の状況

(イ) 当該病院または診療所に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標

(ウ) 当該病院または診療所に勤務する医師の労働管理および健康管理に関する事項

(エ) その他医師の労働時間の短縮に関する事項

○福井循環器病院 労働時間短縮計画

・ 院内協議会、医局会、経営会議において、意見交換を実施し計画の策定を行った。(申請書p12)

ア 医師の労働時間の状況の記載がある。(申請書p9)

イ タスクシフト・シェアなどの労働時間短縮に向けた取組み、計画期間中の目標の記載がある。

(申請書p9(労働時間の短縮に係る目標)、p12~14(労働時間の短縮に係る取組み))

ウ 労働時間の管理や産業医を活用した健康管理など労働管理および健康管理に関する事項がある。

(申請書p10、p11)

エ その他、宿日直体制の見直しや外来診療時間の見直しを行うなど、医師の労働時間短縮のための記載がある。(申請書p15)

⇒ 関係者の意見を聞き、労働時間短縮計画が作成されており、計画には必要な事項が記載されていることから要件を満たしていると考えられる。

(要件3)面接指導ならびに勤務間インターバルおよび代償休息の確保を行うことができる体制が整備されているか。

・面接指導

面接指導要領や医師の労働時間の把握方法のマニュアルを作成しており、長時間労働医師の確認および健康を確保するための措置を行う体制が整っている。(申請書p18~22)

・勤務間インターバル、代償休息

連続勤務時間の制限や勤務間インターバル・代償休息の確保を定める規程・マニュアルを策定し、休息時間の確保を行う体制が整っている。(申請書p26)

⇒ 追加的健康確保措置の実施体制が整備されており、要件を満たしていると考えられる。

(要件4)労働法規の違反に関し、その旨の公表が行われたものであって、指定申請時に送致等から1年を経過していないこと。

・違反事実の確認

労働法規違反がないことを誓約書および福井労働局雇用環境均等室・福井労働基準監督署への確認を行った。(申請書p29)

⇒ 労働法規の違反事例がなく、要件を満たしていると考えられる。

(要件5) 第三者機関による評価を受審しているか。

- ・医療機関勤務環境評価センター(第三者機関)による評価を受審している。

福井循環器病院に対する評価(申請書p30、p31)

全体評価 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。

<医療機関勤務環境評価センター 全体評価の体系>

評価	内容
○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮計画が進んでいる。
○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。
○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師の労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。
△	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があり、医師労働時間短縮計画案の見直しが必要である。
△	労働関連法令及び医療法に規定された事項(必須項目)に関する医療機関内の取組に改善の必要がある。

※評価センターの評価が「△」のものについては、特例水準の指定の必要性を再検討する必要がある。

⇒ 第三者機関の評価を受審しており、基準を満たしていると考えられる。

○特例水準指定要件 審査総括

要件	審査結果
① 医療計画等との整合性がとれているか。	適
② 労働時間短縮計画が作成されているか。	適
③ 追加的健康確保措置の実施体制が整っているか。	適
④ 労働法規の違反がないか。	適
⑤ 第三者機関による評価を受審しているか。	適

県としての見解(案)

- 福井循環器病院は、県内全域とりわけ福井地域における心血管疾患急性期医療および回復期医療を24時間体制で担っているほか、県内で唯一、「小児心臓外科手術」を実施していること、開心術や心臓弁膜症などの手術件数が県内最多である。以上のことから、地域の医療提供体制確保の観点上、重要な役割を果たしている。このため、地域において当該病院以外で提供することが困難な医療を提供しており、地域における医療の確保のために必要な機能を有すると判断され、心臓血管外科の診療科の医師は、年960時間を超える時間外労働が生じることはやむを得ない。(要件①)
- 年960時間を超える時間外労働を行う必要があるとしても、法定の要件を満たす労働時間短縮計画の策定(要件②)、追加的健康確保措置の実施体制(要件③)、労働法規違反の事実がないこと(要件④)をそれぞれ確認するとともに、第三者機関による評価も適正(要件⑤)
- 以上のことから、県としては法113条1項に基づき、福井循環器病院を特定地域医療提供機関(B水準)として指定を行うこととしたい。